

(仮称)地域まちづくり協議会の条例及び設立に向けたガイドラインについて
検討作業の進め方(案)

(1) 検討作業の進め方

(仮称)地域まちづくり協議会条例の基本的な方向性や項目について検討、(仮称)地域まちづくり協議会の設立に向けたガイドラインについて、推進委員会に検討部会を設置し、盛り込む項目の検討を行い、推進委員会として、その結果を市へ報告する。

① 検討部会について

● 検討部会構成案

検討部会は、委員会構成の各区分から2～3名の委員により構成する。

	《推進委員会》		《検証部会》
学識経験者	2名		1名
公共団体等の代表者	5名	⇒	3名
公募市民	5名		2名
計	12名		6名

② 検討について

検討は、定期的に部会を開催し(仮称)地域まちづくり協議会条例の基本的な方向性や項目について検討、(仮称)地域まちづくり協議会の設立に向けたガイドラインについて検討を行っていく。

検討結果については、検討部会から推進委員会に報告をし、必要に応じて今後の推進方策について検討する。

③ 検討部会の公開・非公開について

原則として、公開とする。しかし、議論に支障をきたす恐れがある場合は、検討部会の判断により非公開とできるものとする。

(2) 検討スケジュール(案)

検討は、検討部会を適宜開催し、検討を行い令和6年12月(検討により期間が延長になる場合もある)までに行い、その後、推進委員会に報告をする予定とする。

回	時期	内容
第1回	令和5年 8～9月頃	検討部会 ・地域まちづくり協議会について ・(仮称)地域まちづくり協議会条例の方向性
	9～10月頃	推進委員会 ・中間報告
第2回	令和6年 1～2月頃	検討部会 ・盛り込む項目の検討①
第3回	3～4月頃	検討部会 ・盛り込む項目の検討②
	5～6月	推進委員会 ・中間報告②
第4回	7～8月頃	検討部会 ・推進委員会からの意見を踏まえた検討 ・項目の具体的な内容の検討①
第5回	8～9月頃	検討部会 ・項目の具体的な内容の検討②
	9～10月頃	推進委員会 ・中間報告③
第6回	11～12月頃	検討部会 ・推進委員会からの意見を踏まえた検討 ・提言骨子(案)作成
	令和7年 1～2月頃	推進委員会 ・提言(案)作成
	令和7年 3～4月頃	推進委員会 ・提言